

## 医療費控除の対象となる施設サービス

### 医療費控除の対象となるもの

施設名	医療費控除の対象となる額
<b>指定介護老人福祉施設</b> <b>指定地域密着型介護老人福祉施設</b>	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額
<b>介護老人保健施設</b>	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額
<b>指定介護療養型医療施設</b>	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額
<b>介護医療院</b>	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額

#### 【注意事項等】

- 施設サービスの対価のうち居住費及び食費は、介護保険給付の対象外ですが、これらの自己負担額（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設についてはその2分の1相当額）は医療費控除の対象となります。
- 医療費控除の対象外となるもの、日常生活費（日常生活費とは、理美容代やその他施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものの費用でその入所者に負担させることが適当と認められるものです。

なお、入所者に係るおむつ代は介護費として介護保険給付の対象に含まれますので、その自己負担額（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設についてはその2分の1相当額）が医療費控除の対象となります。

- 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設や介護医療院の個室等の特別室の使用料は、診療又は治療を受けるためにやむを得ず支払うものに限り医療費控除の対象となります。
- 施設が発行する領収証には、医療費控除の対象となる金額が記載されることになっています。

高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費控除の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、その2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。